

## 第238回埼玉県都市計画審議会

令和元年9月18日午後2時00分開会

場所 ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより第238回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課、副課長の石川と申します。よろしくお願ひいたします。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。現在19名の御出席をいただきまして、2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで、本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りした資料が配付資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書でございます。加えて、本日机の上にお配りしておりますのが次第、座席表でございます。なお、委員名簿につきましては、臨時委員である埼玉県警察本部長に人事異動がありましたことから、9月13日現在のものを改めてお配りさせていただいております。

以上でございますが、不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続きまして今年度最初の審議会でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定する学識経験者の委員として、弁護士の今井眞弓様でございます。

○今井委員 今井眞弓と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 獨協大学教授の黒川文子様でございます。

○黒川委員 よろしくお願ひいたします。

○事務局 東洋大学教授の尾崎晴男様でございます。

○尾崎委員 よろしくお願ひいたします。

○事務局 東京大学大学院准教授の村山顕人様でございます。

○村山委員 よろしくお願ひいたします。

○事務局 埼玉県農業会議副会長の小倉和夫様でございます。

○小倉委員 小倉です。よろしくお願ひいたします。

○事務局 早稲田大学准教授の大島隆代様でございます。

○大島委員 よろしくお願ひいたします。

○事務局 次に、同第2号に規定する関係行政機関の委員といたしまして、関東農政局長の幸田淳様でございます。

- 後藤代理 本日、代理出席で来ております後藤と申します。
- 事務局 関東運輸局長の吉田晶子様でございます。
- 石川代理 本日、代理で出席させていただきました石川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 関東地方整備局長の石原康弘様でございます。
- 田中代理 代理で出席しております大宮国道事務所の田中と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局 次に、同第3号に規定する市町村長を代表する委員として、皆野町長の石木戸道也様でございます。
- 石木戸委員 石木戸です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 続きまして、同第4号に規定する県議会議員の松澤正様でございます。
- 松澤委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 立石泰広様でございます。
- 立石委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 小川真一郎様でございます。
- 小川委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 木下高志様でございます。
- 木下委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 田村琢実様でございます。
- 田村委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 並木正年様でございます。
- 並木委員 並木です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 山本正乃様でございます。
- 山本委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 橋詰昌児様でございます。
- 橋詰委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 次に、同第5号に規定する市町村の議会の議長を代表して、寄居町議会議長の峯岸克明様でございます。
- 峯岸委員 峯岸でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局 続きまして、同条例第3条第2項に規定する専門委員として公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会副会長の江原貞治様でございます。
- 江原委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 なお、本日は御出席していただいておりますが、学識経験者として川越商工会議所会頭の立原雅夫様、市町村長を代表する者として熊谷市長の富岡清様、市町村の議会の議長を代表する

者として越谷市議会議長の伊藤治様、臨時委員として関東財務局長の北村信様、関東経済産業局長の角野然生様、埼玉県警察本部長の高木紳一郎様に御就任いただいております。どうぞよろしくお願いたします。

ここで幹事を代表しまして、和栗都市整備部長から御挨拶申し上げます。

和栗部長、よろしくお願いたします。

○幹事（都市整備部長） 皆さん、こんにちは。都市整備部長の和栗と申します。よろしくお願いたします。本日は、今年度最初の都市計画審議会でございますので、幹事を代表いたしまして一言御挨拶させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から埼玉県の都市計画行政の推進に御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。本審議会は、昭和44年に設置され、これまで237回の開催で5,224件の案件を御審議いただいているところでございます。おかげをもちまして、県内各地域において都市計画や都市づくりが順調に進んでおり、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、本県の都市計画を取り巻く課題でございますが、委員の皆様御承知のとおり、人口減少、超高齢社会の到来がございます。また、自然災害に対する防災・減災の取り組みや高速道路ネットワークを活用した産業基盤づくりの推進、さらには都市再生特別措置法の改正に盛り込まれました立地適正化計画によるコンパクトシティを目指す取り組みなど、都市をめぐる社会情勢の変化への的確な対応が求められております。

このような中、県といたしましては今後も引き続き安心、安全を備えた魅力と活力あるまちづくりに取り組んでまいり所存でございます。委員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、ここでマイクの御説明をさせていただきたいと思っております。テーブルの上に設置してございますマイクが、現在水色のランプが点灯しているかと思っておりますが、その下にグレーのボタンがございます。御発言の際には、このボタンを押していただきますと赤色にランプが点灯いたしますので、その状態でお話しいただきたいと存じます。なお、発言が終わりましたら、もう一度グレーのボタンを押していただいて、水色のランプに戻していただくようお願いいたします。また、マイクはお2人に1台という形になっておりますので、御発言の際にはマイクが首を振るようになっておりますので、御自分のほうに向けて御発言していただきたいと思っておりますので、御協力お願いたします。お手数ですが、よろしくお願いたします。

それでは、現在学識委員の任期満了に伴いまして、会長が不在となっております。慣例によりまして本日御出席の2期目の学識委員の中で年長の黒川文子委員に臨時議長として会長選出の労をお

とりいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局 よろしくお願いいたします。

どうぞ中央の席で、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（黒川委員） ただいま臨時議長に御指名をいただいた黒川でございます。しばらくの間、臨時議長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。恐縮でございますが、座って進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまから埼玉県都市計画審議会会長の選出を行いたいと思います。

会長の選出につきましては、埼玉県都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験者の委員の中から委員の選挙によって定めることとなります。どなたか御推挙はございますか。

はい、どうぞ。

○村山委員 委員長には、都市計画及び交通工学御専門の尾崎晴男先生にお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○臨時議長（黒川委員） 尾崎委員さんのお名前が挙がりましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（黒川委員） それでは、都市計画に精通された東洋大学教授の尾崎委員さんをお願いしたいと存じます。御協力ありがとうございました。

○事務局 黒川委員様、大変ありがとうございました。

それでは、尾崎委員様、会長席にお移りいただきまして、新会長としての御挨拶を頂戴したいと思いますので、前のほうに御移動をよろしくお願いいたします。

〔臨時議長、会長と交代〕

○会長（尾崎委員） ただいま御推薦をいただきました尾崎でございます。新任の委員で会長を務めるということ、私でいいのかなと思いつつ、御推薦いただいたからには、皆様のお力をいただきまして、しっかりと任を務めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。では、座らせていただきます。

○事務局 ありがとうございました。

次に、審議会条例第4条第3項の規定によりまして、尾崎会長から会長職務代理者の指名をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長（尾崎委員） それでは、会長職務代理者につきまして私から指名をさせていただきます。

会長職務代理者には、本日欠席をされておられますが、学識委員の中で最年長でいらっしゃる立原委員さんをお願いしたいと思います。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、この後は審議会条例第5条第1項の規定により、尾崎会長に議長として進行をお願い

したいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾崎） 本日は、委員の皆様方には大変御多忙のところ、また足元悪い中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。皆様の御協力をいただきまして、審議は慎重かつ効率的に進めてまいりたいと存じますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、まず会議録の署名委員でございますけれども、本審議会運営規則第5条第2項の規定により、私から指名させていただきたいと存じます。

本日は今井委員様、それから松澤委員様にお願いできればと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱、こちらに基づきまして原則公開となっております。小生といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様はいかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開にて進めさせていただきたいと存じます。

事務局に伺います。傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 はい、いらっしゃいます。

○議長（尾崎） では、ここで傍聴者の入場を許可いたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（尾崎） では、おかけになっていただきまして、傍聴の方々皆様に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領、こちらをよく読んでいただいて、遵守していただきたいと存じます。この傍聴要領に反する場合には、退場していただくことがございますので、御注意をお願いいたします。

それでは、ただいまより第238回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にございますように、議第5225号「行田都市計画区域区分の変更について」など、都市計画法に係る議案のほか3議案について御審議をお願いするものでございます。

まず、議第5225号「行田都市計画区域区分の変更について」、これを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 埼玉県都市整備部都市計画課長の山科でございます。議第5225号「行田都市計画区域区分の変更」につきまして御説明させていただきます。恐れ入りますが、着席にて説明をさせていただきます。

前方のスクリーンを御覧ください。議案の説明に先行しまして、本議案に関連する都市計画について御説明いたします。初めに、都市計画の体系でございます。埼玉県では、都市計画を定める上

での基本指針として「まちづくり埼玉プラン」がございます。このプランを踏まえ、県内40の都市計画区域それぞれに、法に基づく整備開発及び保全の方針を定めております。個々の都市計画は、この方針に即して定めることとなります。本日御審議いただく区域区分は、広域的見地から県が定める都市計画でございます。

続きまして、区域区分制度の概要でございます。区域区分とは、いわゆる線引きと言われ、計画的に市街化を図るべき市街化区域と、市街化を抑制すべき市街化調整区域との区域区分を定めるものでございまして、都市計画の根幹をなすものでございます。埼玉県では、県内に40ある都市計画区域のうち、オレンジで着色された34の都市計画区域において、区域区分を定めております。埼玉県では、昭和45年に最初の区域区分を行った後、人口の見通しや社会経済情勢の変化を踏まえて、これまで計画的に区域区分の見直しを行ってきております。これから御審議いただく議第5225号の議案につきましては、行田都市計画区域において区域区分を変更するものでございます。

それでは、議第5225号「行田都市計画区域区分の変更」につきまして御説明いたします。議案書は5ページから11ページでございます。行田都市計画区域は、行田市の全域から成り、都心からおおむね60km圏内に位置しております。本議案は、行田市の行田富士見工業団地拡張地区について、市街化区域に編入するものでございます。赤で着色された行田富士見工業団地拡張地区は、市街化区域にある既存の富士見工業団地に隣接しております。この地区は、南側の県道熊谷羽生線と北側の国道125号の間に位置し、どちらの幹線道路にもアクセスしやすいことから、交通の利便性が高く、産業の立地に適した地区でございます。

続きまして、地区の状況でございます。本地区は、赤で囲まれた約7.8haの区域でございまして、現在は主に農地として利用されております。このたび埼玉県企業局の開発事業による計画的な市街地整備が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。これは土地利用計画図でございます。本地区は、交通の利便性の高さを生かし、工業の土地利用を図る計画でございます。埼玉県企業局により造成や道路、公園などの都市基盤を整備いたします。

次に、区域区分の計画書でございます。表の下段の備考欄にございますように、今回の地区面積約7.8haを市街化区域に編入することに伴い、市街化区域の面積が約1,160haから約1,168haとなります。この都市計画の変更について、2週間案を縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。また、行田市に対して意見を照会しましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5225号の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

ただいまの説明に関して、御意見あるいは御質問等ございますでしょうか、いかがでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） それでは議第5225号の議案について採決をいたします。

議第5225号の議案につきまして、原案のとおり決定するというごに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） 御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

では、続きまして議第5226号「上尾都市計画道路の変更について」、こちらを議題に供します。幹事から議案の説明をお願いします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5226号「上尾都市計画道路の変更」につきまして御説明いたします。

議案書は13ページから23ページでございますが、前方のスクリーンを御覧ください。上尾都市計画区域は、上尾市及び伊奈町の全域から成り、県の中央部、都心からおおむね40km圏に位置しております。本議案は、上尾都市計画道路の2路線の変更でございます。

まず、議案の説明に先行いたしまして、本議案に関連する道路について御説明いたします。こちらの図は、埼玉県中央地域における主要な道路ネットワークを示したものでございます。本議案の対象道路となっている新大宮上尾道路は、さいたま市中央区の与野ジャンクションから鴻巣市までの延長約25.1kmの自動車専用道路で、既に都市計画道路高速埼玉中央道路として都市計画決定されております。この道路は、与野ジャンクションにおいて首都高速埼玉大宮線と接続することで、外環道と圏央道をつなぐ重要な道路となっております。このうち、与野ジャンクションから上尾南出入口までの延長約8kmの区間が平成28年度に事業化され、平成29年3月の有料道路事業の許可を経て、現在、国土交通省と首都高速道路株式会社の共同で事業が進められております。なお、ジャンクション及び各出入口の名称は仮称ですが、本日の説明では仮称を省略させていただきます。

こちらのスライドは、事業を実施する区間を拡大したものでございます。自動車専用道路部である高速埼玉中央道路は、一般道路部である新大宮バイパス線及び上尾バイパス線のほぼ中央の位置に高架構造で計画しております。今回、本路線につきまして料金所などの詳細な設計が確定したことから、一部区域の都市計画変更を行うとともに、この変更に合わせて新大宮バイパス線及び上尾バイパス線の一部区域の都市計画の変更を行うものでございます。この変更手続では、さいたま市区間の延長約7.1kmをさいたま市が都市計画変更を行い、上尾市区間の延長約0.9kmを埼玉県が都市計画変更を行うものでございます。

それでは、本議案に付議しております上尾都市計画道路の2路線の変更につきまして御説明いたします。まず、1・4・1号高速埼玉中央道路についてでございます。本路線は、さいたま市境の上尾市大字堤崎字柳田から桶川市境の上尾市領家字中井に至る延長約5,260m、代表幅員20.5mの自動車専用道路でございます。今回の変更箇所は、図の右側に示す上尾南出入口付近の赤い丸で示した箇所でございます。変更の内容について、まず概略図にて御説明いたします。緑の線が高速埼玉中央道路を示しており、青の線が上尾バイパス線の範囲を示しております。変更前は、黄緑で着色

した範囲が自動車専用道路の出入り口でございまして、図のような配置として計画されておりました。今回この計画について首都高速道路の設計要領などにに基づき見直しを行った結果、出口料金所の廃止、入り口料金所の形状の見直しに伴い一部区域を変更をいたします。また、安全かつ円滑な交通環境の向上を図るため、本線部に非常駐車帯を設置するとともに、出入り口の分合流位置の見直しに伴い一部区域を変更をいたします。以上によりまして、入り口料金所付近の区域を追加し、出口料金所付近の黄色で着色した部分を削除するなど、図のように一部区域の変更を行うものでございます。また、この変更に合わせて車線数を4と定めます。

続きまして、3・1・1号上尾バイパス線についてでございます。本路線は、今回変更する高速埼玉中央道路と同じ起終点であり、延長約5,260m、代表幅員57mの都市計画道路でございます。今回の変更箇所は、図の右側に示す赤い丸で示した箇所でございます。変更の内容について拡大して御説明いたします。先ほど御説明いたしました高速埼玉中央道路の断面や幅員などの構造が決定したことなどから、黄色で着色した区域を削除し、赤色で着色した区域に変更いたします。また、今回の変更に合わせて、車線数を4と定めます。この都市計画の変更について、2週間案を縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。また、上尾市に対して意見を照会しましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5226号の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（尾崎） では、ただいまの説明に関して御意見あるいは御質問はございますでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） それでは、議第5226号の議案につきまして採決をいたします。原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） 御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

それでは、続きまして建築基準法に基づき御審議いただく案件でございます。

まず、議第5227号「深谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の知久と申します。よろしくお願ひいたします。

議第5227号「深谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして御説明いたします。

議案書は25ページから31ページになります。恐れ入りますが、着座にて御説明をさせていただきます。前方のスクリーンを御覧ください。初めに、建築基準法第51条の制度概要について御説明いたします。産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画においてその位置が決定して

いるものでなければ建築ができません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、建築が可能となります。ここで、特定行政庁とは、建築基準法の権限を持つ地方公共団体のことで、さいたま市など12の市については各市長、それ以外の市町村については埼玉県知事が該当します。今回の議案は、深谷市にあるため、埼玉県知事が特定行政庁となることから、本審議会に付議するものでございます。なお、産業廃棄物処理施設については埼玉県都市計画審議会、一般廃棄物処理施設については深谷市都市計画審議会の議を経る必要があります。

続きまして、敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は赤く縁取った深谷都市計画区域内にございます。深谷市は、県の北部に位置しており、都心から70km圏にございます。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面中央の赤く塗った場所でございます。JR籠原駅から南西へ約4.2kmの地点に位置しており、用途地域は工業専用地域でございます。所在地は深谷市長在家字笹原2480番ほか9筆でございます。

次に、車両の搬入経路でございますが、県道熊谷児玉線から幅員6m以上の深谷市道を通って搬入を行います。

計画の概要について御説明いたします。今回の計画は、産業廃棄物処理施設を新設するものでございます。新設する施設は、木くずの破碎施設2基でございます。建設現場などで発生した廃材や木製パレットなどを破碎するものでございます。それに伴い、破碎施設の上屋と事務所を新築するものでございます。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。画面の左上を北としております。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は6,327.44㎡でございます。青が建築物、黄色が処理施設、緑色が緑地を示しております。中央上部の青いL字型が既存建物、右側の青い四角が破碎施設上屋でございます。新設の破碎施設上屋には、破碎施設を2基設置いたします。ピンク色の部分が搬入経路の市道Q-761号線となりまして、車両の出入り口を設けます。車両の待機スペースは敷地内に確保しております。なお、廃棄物処理施設からの排水はございません。

以上が深谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要です。当該施設の敷地の位置について、深谷市及び隣接する熊谷市へ意見照会したところ、支障ない旨の回答を得ております。県といたしましても、この敷地の位置について、都市計画上支障がないものと考えております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾崎） では、ただいまの説明に関しまして、御意見あるいは御質問等ございますでしょうか、いかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） それでは、議第5227号につきまして採決をいたします。本案につきまして、都市計

画上支障がないと認めることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないと認めることにいたします。

続きまして、議第5228号「蓮田都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いします。

○幹事（建築安全課長） 次に、議第5228号「蓮田都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして御説明いたします。議案書は33ページから39ページになります。前方のスクリーンを御覧ください。

建築基準法第51条の制度概要につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。今回の議案は白岡市にあるため、埼玉県知事が特定行政庁となることから、本審議会に付議するものでございます。

続きまして、敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、赤く縁取った蓮田都市計画区域内にございます。白岡市は、県の東部に位置しており、都心から40km圏にございます。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面中央の赤く塗った場所でございます。白岡菖蒲インターチェンジから南東に約2.2kmの地点に位置しており、用途地域は工業専用地域でございます。所在地は、白岡市下大崎字下端740番ほか14筆でございます。

次に、車両の搬入経路でございますが、市道116号線から幅員6m以上の白岡市道を通って搬出入を行います。

計画の概要について御説明いたします。今回の計画は、産業廃棄物処理施設を新設するものでございます。新設する施設は、破碎施設が1基でございます。処理品目は廃プラスチック、木くず、瓦れき類でございます。建設現場などで発生した廃材などを破碎するものでございます。また、それに伴い破碎施設の上屋の新築及び工場、倉庫、休憩所を新築するものでございます。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。画面の右上を北としております。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は6,834.18㎡でございます。青色が建築物、黄色が破碎施設、緑色が緑地を示しております。中央右側の青い四角が新設の破碎施設上屋でございます。この破碎施設上屋の中に破碎施設を1基設置いたします。ピンク色の部分が、搬入経路の市道2187号線及び2172号線となりまして、水路占用部をまたいで車両出入り口を設けます。車両の待機スペースは敷地内に確保しております。なお、産業廃棄物処理施設からの排水はございません。

以上が蓮田都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要です。当該施設の敷地の位置について白岡市へ意見照会したところ、支障ない旨の回答を得ております。また、県といたしましても、この敷地の位置について都市計画上支障がないものと考えております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（尾崎） では、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか、いかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） それでは、議第5228号につきまして採決をいたします。本案について、都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） 御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。御協力大変ありがとうございました。

傍聴の方々につきましては、事務局の指示に従って御退席をお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（尾崎） それでは、ここで議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

○事務局 尾崎会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、これもちまして第238回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後2時43分 閉 会